

## 魚沼市と文京区との相互協力に関する協定

魚沼市と文京区は、次のとおり相互協力に関する協定を締結する。

(目的)

第1条 本協定は、魚沼市と文京区が各種施策及び事業について相互に協力し、もって地域社会の発展に寄与することを目的とする。

(相互協力)

第2条 前条の目的を達成するため、相互に協力する事業は、次のとおりとする。

- (1) 災害時における相互の応援に関すること。
- (2) 教育、文化及びスポーツの発展に関すること。
- (3) 観光及び産業の振興に関すること。
- (4) 魚沼市と文京区の住民の交流に関すること。
- (5) その他本協定の目的を達成するため魚沼市及び文京区が必要であると認められた事業

2 前項に規定する事業の実施については、別に定めるものとする。

(その他)

第3条 本協定に定めのない事項又は本協定の解釈に疑義を生じた事項及び本協定の実施に関し必要な事項については、双方協議により定めるものとする。

本協定の締結を証するため、本書2通を作成し、双方が署名の上、各自その1通を保有する。

平成25年 4月 8日

新潟県魚沼市小出島130番地1

魚沼市

代表者 魚沼市長

大平悦子

東京都文京区春日一丁目16番21号

文京区

代表者 文京区長

成澤廣修